



令和02年04月20日

## 三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金について

### 【県・市町との協調事業】

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）に対して、県・市町が協調して協力金を交付します。

#### 1 対象事業者

三重県による休業要請等の対象となる県内施設を運営する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）のうち、県からの協力要請を受け、休業又は営業時間を短縮した事業者

※本県が三重県以外でも対象とします。

#### 2 対象要件

・緊急事態措置期間中（令和2年4月20日から5月6日まで）に休業および夜間営業（20時から翌朝5時）の自粛の要請に全面的にご協力いただくこと

・4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

※全面的な協力とは、緊急事態措置期間中の全期間、休業等を行っていただくことが基本となりますが、少なくとも4月22日から5月6日までの期間において休業等に協力いただくことをいいます。

※協力金の支給対象については、別添一覧を参照してください。

#### 3 支給額

1事業者あたり50万円

#### 4 休業要請相談窓口の開設

三重県雇用経済部内に設置

電話番号：059-224-2335 【お電話が込み合っており、繋がりにくくなっております。】

開設期間：4月20日（月）から5月22日（金）まで

受付時間：9時から17時（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

※4月20日（月）は11時から19時まで

※4月21日（火）および22日（水）は9時から19時まで

#### 5 その他

・協力をいただいた事業者については、施設名（屋号）を三重県HPで掲載します。

・この協力金は令和2年4月補正予算が県議会で可決された場合に実施します。

・申請手続き等詳細については、4月27日（月）を目途に公表します。

### 関連資料

・三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金のご案内(PDF(859KB)) [PDF](#)

・協力金の支給対象の施設例（4月21日更新）(PDF(362KB)) [PDF](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

# 三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金のご案内

## 【県・市町との協調事業】

Ver 1

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）に対して、県・市町が協調して協力金を交付します。

支給額：1事業者あたり **50万円**

受付期間：令和2年**4月27日**（月）～ **5月22日**（金）（予定）

### 1 申請方法

郵送のみ ※WEBおよび持参による申請はできませんので予めご了承ください。

宛先：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金係あて

### 2 対象となる事業者

三重県による休業要請等の対象となる県内施設を運営する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）のうち、県からの協力要請を受け、休業又は営業時間を短縮した事業者が対象です。 ※本県が三重県以外でも対象とします。

※対象施設は県HPをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500187.htm>

県HP



### 3 対象となる要件

▶ 緊急事態措置期間中（令和2年4月20日から5月6日まで）に休業および夜間営業（20時から翌朝5時）の自粛の要請に全面的にご協力いただくこと。

▶ 4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

※全面的な協力とは、緊急事態措置期間中の全期間、休業等を行っていただくことが基本となりますが、少なくとも4月22日から5月6日までの期間において休業等にご協力いただくことをいいます。

### 4 その他

- ・協力をいただいた事業者については、施設名（屋号）を三重県HPで掲載します。
- ・この協力金は令和2年4月補正予算が県議会で可決された場合に実施します。
- ・申請手続き等詳細については、令和2年4月27日を目途に公表します。

## 【新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口】

電話番号：059-224-2335

受付時間：9時から17時（土曜日、日曜日、祝日を含む）

開設期間：4月20日（月）～5月22日（金）

※4月20日（月）は11時から19時まで

※4月21日（火）および22日（水）は9時から19時まで

※新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談は「帰国者・接触者相談センター」（県内各保健所等）へ

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金の支給対象の施設例  
(網掛け部分の施設を追加)

1 協力金の支給対象となる施設

4月23日(木)時点

種類	施設	協力金支給 対象/対象外			備考
		1,000㎡超	100㎡超～ 1,000㎡以下	100㎡以下	
遊興施設等	キャバレー	対象	対象	対象	
	ナイトクラブ				
	ダンスホール				
	スナック				
	バー				
	ダーツバー				
	パブ				
	性風俗店				
	デリバリーヘルス				
	アダルトショップ				
	個室ビデオ店				
	ネットカフェ				
	漫画喫茶				
	カラオケボックス				
	射的場				
	ライブハウス				
場外馬(車・舟)券売場					
文教施設	幼稚園	対象	対象	対象	
	小学校				
	中学校				
	義務教育学校				
	高等学校				
	高等専門学校				
	中等教育学校				
	特別支援学校				
大学・学習塾等(※)	大学	対象	対象	対象	※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	専門学校				
	高等専修学校				
	専修学校・各種学校				
	日本語学校・外国語学校				
	インターナショナルスクール				
	自動車教習所				
	学習塾				
	英会話教室				
	音楽教室				
	囲碁・将棋教室				
	生け花・茶道・書道・絵画教室				
	そろばん教室				
	バレエ教室				
カラオケ教室					
体操教室					
運動・遊技施設	体育館	対象	対象	対象	※1 屋外施設は対象外とする ※2 観客席部分については、対象とする
	屋内・屋外水泳場				
	ボウリング場				
	スケート場				
	スポーツクラブ				
	ホットヨガ、ヨガスタジオ				
	ゴルフ練習場 ※1				
	バッティング練習場 ※1				
	陸上競技場 ※1 ※2				
	野球場 ※1 ※2				
	テニスコート ※1 ※2				
	柔剣道場				
	弓道場 ※1				
	マーチャン店				
	パチンコ店				
	ゲームセンター				
テーマパーク					
遊園地					

種類	施設	協力金支給 対象/対象外			備考
		1,000㎡超	100㎡超～ 1,000㎡以下	100㎡以下	
劇場等	劇場	対象	対象	対象	
	観覧場				
	プラネタリウム				
	映画館				
集会・展示施設	演芸場	対象	対象	対象	
	集会場				
	公会堂				
	展示場				
	貸会議室				
	文化会館				
博物館等	多目的ホール	対象	対象	対象	
	博物館				
	美術館				
	図書館				
	科学館				
	記念館				
	水族館				
	動物園				
ホテル又は旅館	植物園	対象	対象	対象	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る)				
商業施設 (生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)	旅館(集会の用に供する部分に限る)	対象	対象	対象	
	ペットショップ(ペットフード売場を除く)				
	ペット美容室(トリミング)				
	宝石類や金銀の販売店				
	住宅展示場(戸建て、マンション)				
	古物商(質屋を除く)				
	金券ショップ				
	古本屋				
	おもちゃ屋、鉄道模型屋				
	楽器店				
	囲碁・将棋盤店				
	DVD/ビデオショップ・レンタル				
	アウトドア用品、スポーツグッズ店				
	ゴルフショップ				
	土産物店				
	旅行代理店(店舗)				
	アイドルグッズ専門店				
	バルーンショップ				
	ネイルサロン				
	まつ毛エクステンション				
	スーパー銭湯				
	岩盤浴				
	サウナ				
	エステサロン				
	日焼けサロン				
	脱毛サロン				
	水素吸入サロン				
	マッサージ(民間資格)				
	写真屋・フォトスタジオ				
	美術品販売				
	結婚相談所				
	展望室				

2 営業時間短縮により協力金の支給対象となる施設

種類	施設	協力金支給 対象/対象外			備考
		1,000㎡超	100㎡超～ 1,000㎡以下	100㎡以下	
食事提供施設	飲食店	対象	対象	対象	※夜間(夜8時から朝5時まで)の時間帯を含む営業を行う事業者が、夜間の時間帯の営業を一切取りやめた上で、酒類の提供を夜7時までとした場合、又は終日休業した場合に支給対象となります。 (宅配・テイクアウトを除く)
	料理店				
	喫茶店				
	和菓子・洋菓子店				
	夕ピオカ屋				
	居酒屋				
	屋形船				

3 協力金の支給対象外の施設

種類	施設	協力金支給 対象/対象外			備考
		1,000㎡超	100㎡超～ 1,000㎡以下	100㎡以下	
社会福祉施設等 ※通所又は短期間の入所の利用者については、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	対象外	対象外	
	放課後児童クラブ(学童保育)				
	障がい児通所支援事業所				
	上記以外の児童福祉法関係の施設				
	障害福祉サービス等事業				
	老人福祉法・介護保険法関係の施設				
	婦人保護施設				
その他の社会福祉施設					
医療施設 ※有資格者が治療を行うものに限る	病院	対象外	対象外	対象外	
	診療所				
	歯科				
	薬局				
	鍼灸・マッサージ				
	接骨院				
	整体院				
	柔道整復				
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	対象外	対象外	
	食料品売場(移動販売店舗を含む)				
	パン屋				
	コンビニエンスストア				
	百貨店(生活必需品売場)				
	スーパーマーケット				
	ホームセンター(生活必需品売場)				
	ショッピングモール(生活必需品売場)				
	化粧品店				
	ガソリンスタンド				
	靴屋				
	衣料品店				
	寝具店				
	眼鏡店				
	雑貨屋				
	文房具屋				
	酒屋				
	本屋				
	自転車屋				
	家電販売店				
	園芸用品店				
	鍵屋				
	家具屋				
	自動車販売店				
	自動車修理店				
カー用品店					
花屋					

種類	施設	協力金支給 対象/対象外			備考
		1,000㎡超	100㎡超～ 1,000㎡以下	100㎡以下	
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	対象外	対象外	対象外	
	カプセルホテル				
	旅館(集会の用に供する部分を除く)				
	民泊				
	共同住宅				
	寄宿舎				
	下宿				
	ラブホテル ウィークリーマンション				
交通機関等	バス	対象外	対象外	対象外	
	タクシー				
	レンタカー				
	鉄道				
	船舶				
	航空機				
	物流サービス(宅配等含む)				
工場等	工場	対象外	対象外	対象外	
	作業場				
金融機関 官公署等	銀行	対象外	対象外	対象外	
	消費者金融				
	ATM				
	証券会社				
	保険代理店				
	官公署				
	各種事務所				
その他	理髪店	対象外	対象外	対象外	※物価統制令の 対象となるもの
	美容院				
	銭湯(公衆浴場) ※				
	貸倉庫				
	郵便局				
	メディア				
	貸衣裳屋				
	不動産屋				
	結婚式場(貸衣装含む)				
	葬儀場・火葬場				
	質屋				
	獣医				
	ペットホテル				
	たばこ屋(たばこ専門店)				
	プライダルショップ				
	修理店(時計、靴、洋服等)				
	100円ショップ				
	販売店				
	ランドリー				
	クリーニング店				
	ごみ処理関係				
	イベント業(施設を所有しない 事業者)				
	キッチンカー				
	神社				
寺院					
教会					